

改正案	現行
<p>(空売りを行う場合の価格)</p> <p>第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格（以下この条において「直近公表価格」という。）<u>（以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行つ当該空売りについては、この限りでない。</u></p> <p>2 取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行つよう指示をしてはならない。ただし、<u>当該証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行つ当該空売りの指示については、この限りでない。</u></p>	<p>(空売りを行う場合の価格)</p> <p>第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つてはならない。</p> <p>2 取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所有価証券市場における価格に満たない価格において当該空売りを行つよう指示をしてはならない。</p>

3 前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

4・5 (略)

3 前二項の場合において、空売りが当該空売りに係る有価証券の配当落ち又は権利落ち後に行われる場合で、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直前に公表した当該取引所有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、前二項に規定する価格は、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直前に公表した当該取引所有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除して計算する。

4・5 (略)